

第 62 回役員会 議事要録

日 時：平成 26 年 11 月 27 日(木) 14:00～15:00

会 場：大学本館 E-703 会議室

出席者：石原理事長、近藤副理事長、片山理事、松尾理事、梶原理事、江本理事
(オブザーバー) 中野(利)監事、漆原副学長

議 案

- 1 平成 26 年度冬季期末・勤勉手当及び給与改定等について
- 2 学長補佐体制について
- 3 カリフォルニア州立大学モントレー校との学生交流協定の締結について

報 告

- 1 学長選考の結果について
- 2 教員の採用について
- 3 教員の懲戒処分について
- 4 第 3 回北九州グローバルパイオニアシンポジウムの開催について
- 5 平成 26 年度卒業予定者の就職内定状況について
- 6 新図書館建設工事（再々公告）の開札結果について

議案 1 平成 26 年度冬季期末・勤勉手当及び給与改定等について

<質疑応答>

- 年間の支給額はどのくらい増加するか。
- 期末勤勉手当で総額分は、約 3,700 万である。給与改定増額分は、約 800 万であり、ベースが 0.19% 増額している。
- 0.19%とは金額にしてどのくらいか。いつ以来の増額か。
- 前は平成 19 年に実施したので、7 年ぶりである。
- 0.19%で 800 万というのは何か。
- ベースアップの合計額が年額で計 800 万である。人件費の総額は全て合わせて 40 億弱だが、それを仮に 1%とすると 4,000 万となる。そのさらに 0.1%となると 400 万なので、0.19%は 800 万近くなる。

議案 2 学長補佐体制について

<質疑応答>

- これまで副学長は、職務を助けるとなっていたのが、命を受けて公務を司るようになっており、また、教育研究審議会においても、「承認を得る」から「議を経て」、と変わっている。
- 学校教育法第 92 条が改正となった。92 条は副学長に関する条文で、それを受けて副学長規程を定めている。6 月に学校教育法が改正され、学長を助けて命を受けて公務を司ることとなり、副学長の役割がより大きくなったため、学校教育法の改正に併せて本学も規程を改正するものである。
- 承認の順番が変わったのもそのためか。前は副学長の選考については学長が決めて教育研究審議会があとで承認したという感じだが、今回は先に教育審議会に諮り、それを受けて学長が決定す

るということか。

- 誰が決定するかということをも明確にすることが文部科学省の意向である。最終的な決定はどこが行ったかということで、最終的な決定は学長が行う。ただしその前には教育研究審議会での議が必要となるため、他の規定と合わせたということである。
- 学長の考えと異なっていたらどうするか。教育研究審議会の意見を聴くということであるが。
- 最終的には学長が決定する。教授会に関しては意見を求めるということになるため、最終的には学長が決める。
- ここで新たに出た職務というのは、従前は学長が実行していたのか。
- 副学長又は学長が実施していたが新たに増えた業務もある。環境技術研究所は当初の段階ではその職務は入っていなかったが、今回からは副学長に公務を任せられる場合は文書で明記するよう改正があった。
- 職務を限定するということか。
- 限定ではなく明確にするということである。口頭ではなく文書で明確にするものである。
- 北九州市立大学は他大学に比べ補佐体制の人数が少ない。

議案3 カリフォルニア州立大学モンテレイ校との学生交流協定の締結について

<質疑応答>

なし

報告1 学長選考の結果について

<質疑応答>

なし

報告2 教員の採用について

<質疑応答>

- 応募数はどれくらいか。
- 少なくとも5,6人、多いときは100人くらいの応募がある。
- 今、全国の大学で第二外国語が縮小化されている中で、スペイン語、ロシア語、フランス語、ドイツ語等のポストがどんどん減っており、非常勤講師に委嘱するという状況があるため、このような語学教員のポストに対しては多くの応募がある。
- 募集に際しては共通の掲示板があるか。
- インターネット上にあり、世界中で閲覧可能である。
- 最初は書類選考か。
- そうである。本学では教育研究審議会で定めた選考委員会での面接と模擬授業を義務化しているので、必ず書類選考後、模擬授業を課し、その結果で判断している。

報告3 教員の懲戒処分について

<質疑応答>

- 停職はいつからか。
- 11月19日からである。
- その期間授業はどうするか。停職期間が経過したあと授業は実施させるか。
- 7月に学生から申し出があったとき、その学生3名に対しては緊急避難的に該当の教員と接触しない環境を作るという対応をした。具体的には、プロジェクトから外れてもらった。停職期間中はもちろん授業はさせないが、後期授業、また来年度以降の授業に関して、学務上の問題がある

ので、学生、教務部長、副学長、地域創生学群長で対応をどうするのか協議する。実際には、停職期間が切れると本人には授業をする権利があるため、ある意味ではハラスメント関係の学生が含まれない状況には授業は実施していくことになる。申立てがあった学生には接触しないように指導する。細かい部分に関しては、今後調整していく。

- 以前に起きたケースでは、ゼミを持たせなかったのではなかったか。
- 前回のケースでは、それで裁判になった。その経験も踏まえ、今後の対応については検討していきたい。ただ違うのは、本人が今回の件を重く受け止めて反省している。前回の場合は否定していた。それも踏まえ、今後対応していきたい。
- 今回の申立方法はやりやすい方法だったのか。
- 本学は比較的申立てをしやすい環境にある。学生プラザの中になんでも相談窓口がある。また、各部局には必ず一名相談員がいる。先ほど事務局から説明があったようにハラスメントに対してのガイドラインを作成しており、入学式で配布している。問題があったときには相談をするよう説明している。
- 教員と学生は、基本的に1対1で接しているか。複数体制ではないか。
- 現実的には様々なケースがある。3年生や4年生の卒論指導やゼミでは1対1のケースがある。学群の場合は1年生のときからゼミで教授と1対1で接している。学群独自の教育体制の中で、指導方法に関してどういう方法がいいか、調査委員会からも提案がついているため、理事の発言にあったように複数指導体制を課題としたい。
- 授業に関しては学群長と協議しており、科目を担当している基盤教育センターの長とも協議し、停職後は申し立てた学生がいないことを確認して授業を実施し、実施できなかった分は補講するという対応をとっていただく予定である。

報告4 第3回北九州グローバルバイオニアシンポジウムの開催について

<質疑応答>

- 去年の出席者は何人か。
- 約140人である。
- 事務局等にもお願いしているが、11月23日の日曜日に推薦入試があり、合格発表が12月5日である。入学手続書類を合格者に送付する際にこのチラシも入れて、近隣の高校生にはぜひ来て頂きたいと考えている。

報告5 平成26年度卒業予定者の就職内定状況について

<質疑応答>

なし

報告6 新図書館建設工事（再々公告）の開札結果について

<質疑応答>

なし